



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 1
- 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任…………… 2
- 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長及び選挙分会長職務代理者の選任…………… 2
- 最高裁判所裁判官国民審査の審査分会長及び審査分会長職務代理者の選任…………… 3
- 衆議院議員総選挙の竹富町の投票期日…………… 3
- 衆議院小選挙区選出議員選挙の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所…………… 3
- 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所…………… 3
- 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所…………… 4
- 衆議院小選挙区選出議員選挙の投票用紙の色…………… 4
- 衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙の色…………… 4
- 最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の色…………… 4
- 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙運動費用支出制限額…………… 4
- 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスターを掲示することができる日…………… 5
- 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙会の日時及び場所…………… 5
- 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会の日時及び場所…………… 5
- 最高裁判所裁判官国民審査の審査分会の日時及び場所…………… 5
- 衆議院比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等の名称及び略称等の掲示の掲載順序を定めるくじ
を行う日時及び場所…………… 6
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第1区選挙長の事務を行う場所…………… 6
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第1区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所…………… 6
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第2区選挙長の事務を行う場所…………… 6
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第2区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所…………… 7
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第3区選挙長の事務を行う場所…………… 7
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第3区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所…………… 7
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第4区選挙長の事務を行う場所…………… 7
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第4区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所…………… 7
- 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長の事務を行う場所…………… 8
- 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所…………… 8

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和7年沖縄県選挙管理委員会告示第50号は、廃止する。

令和8年1月27日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,538
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 247,112
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	17,161
うるま市選挙区	33,506
沖縄市選挙区	37,470
宜野湾市選挙区	26,357
浦添市選挙区	30,672
那覇市・南部離島選挙区	87,600
豊見城市選挙区	17,028
島尻・南城市選挙区	36,700
糸満市選挙区	16,092
宮古島市選挙区	15,312
石垣市選挙区	14,736
国頭郡選挙区	17,825
中頭郡選挙区	41,841

沖縄県選挙管理委員会告示第4号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙区の選挙長及び選挙長職務代理者を次のとおり選任した。

令和8年1月27日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

選挙区名称	種別	氏名	住所
沖縄県第1区	選挙長	武田昌則	那覇市
	選挙長職務代理者	豊見永拓也	那覇市
沖縄県第2区	選挙長	高江洲義直	那覇市
	選挙長職務代理者	平安名栄志	浦添市
沖縄県第3区	選挙長	勝連盛博	うるま市
	選挙長職務代理者	佐分利武	那覇市
沖縄県第4区	選挙長	金城尚子	浦添市
	選挙長職務代理者	儀間水砂子	西原町

沖縄県選挙管理委員会告示第5号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75

条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により選挙分会長及び選挙分会
長職務代理者を次のとおり選任した。

令和8年1月27日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

種別	氏名	住所
選挙分会長	武田昌則	那覇市
選挙分会長職務代理者	勝連盛博	うるま市

沖縄県選挙管理委員会告示第6号

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律
第136号）第27条第2項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第15条において準
用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により審査分会長及び審査分会長職務
代理者を次のとおり選任した。

令和8年1月27日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

種別	氏名	住所
審査分会長	高江洲義直	那覇市
審査分会長職務代理者	金城尚子	浦添市

沖縄県選挙管理委員会告示第7号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における一般投票日によらない竹富町の全投票区の投票期日を
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により次のとおり定める。

令和8年1月27日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

全投票区 令和8年2月6日

沖縄県選挙管理委員会告示第8号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年
自治省告示第165号）による政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和8年1月27日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和8年1月27日 午後6時30分
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県選挙管理委員会告示第9号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169
条第6項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和8年1月27日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和8年1月27日 午後6時
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県選挙管理委員会告示第10号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和8年1月27日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和8年1月28日 午後5時
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県選挙管理委員会告示第11号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。

令和8年1月27日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

用紙の色 あさぎ
印刷の文字の色 黒色

沖縄県選挙管理委員会告示第12号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。

令和8年1月27日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

用紙の色 ピンク
印刷の文字の色 黒色

沖縄県選挙管理委員会告示第13号

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙の色を次のとおり定める。

令和8年1月27日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

用紙の色 うぐいす
印刷の文字の色 黒色

沖縄県選挙管理委員会告示第14号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による各選挙区の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和8年1月27日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

選挙区名称	選挙運動に関する支出金額の制限額（候補者1人につき）
沖縄県第1区	23,042,000円
沖縄県第2区	23,549,200円
沖縄県第3区	23,868,300円
沖縄県第4区	27,994,000円

沖縄県選挙管理委員会告示第15号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職の候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

令和8年1月27日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

ポスターを掲示することができる日 令和8年1月27日

沖縄県選挙管理委員会告示第16号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和8年1月27日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

選挙区名称	日時	場所
沖縄県第1区	令和8年2月11日 午前9時30分	那覇市久米2丁目15番23号 沖縄県青年会館3階守礼の間
沖縄県第2区	令和8年2月11日 午前9時30分	那覇市久米2丁目15番23号 沖縄県青年会館3階中山の間
沖縄県第3区	令和8年2月11日 午前9時30分	那覇市久米2丁目15番23号 沖縄県青年会館2階梯梧の間
沖縄県第4区	令和8年2月11日 午前9時30分	那覇市久米2丁目15番23号 沖縄県青年会館1階珊瑚の間

沖縄県選挙管理委員会告示第17号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和8年1月27日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和8年2月11日 午前10時
- 2 場所 那覇市久米2丁目15番23号沖縄県青年会館3階守礼の間

沖縄県選挙管理委員会告示第18号

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の日時及び場所は、次のとおりである。

る。

令和8年1月27日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和8年2月11日 午前10時
- 2 場所 那覇市久米2丁目15番23号沖縄県青年会館3階中山の間

沖縄県選挙管理委員会告示第19号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の名簿届出政党等の名称及び略称の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和8年1月27日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和8年1月27日 午後5時30分
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第1区選挙長告示第1号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第1区選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙

沖縄県第1区選挙長 武 田 昌 則

- 令和8年1月27日午前10時まで 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁4階講堂
令和8年1月27日午前10時以降 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第1区選挙長告示第2号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第1区の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙

沖縄県第1区選挙長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和8年2月5日 午後5時
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第2区選挙長告示第1号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第2区選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙

沖縄県第2区選挙長 高 江 州 義 直

- 令和8年1月27日午前10時まで 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁4階講堂
令和8年1月27日午前10時以降 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第2区選挙長告示第2号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第2区の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙

沖縄県第2区選挙長 高 江 州 義 直

- 1 日時 令和8年2月5日 午後5時
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第3区選挙長告示第1号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第3区選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙

沖縄県第3区選挙長 勝 連 盛 博

- 令和8年1月27日午前10時まで 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁4階講堂
令和8年1月27日午前10時以降 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第3区選挙長告示第2号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第3区の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙

沖縄県第3区選挙長 勝 連 盛 博

- 1 日時 令和8年2月5日 午後5時
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第4区選挙長告示第1号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第4区選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙

沖縄県第4区選挙長 金 城 尚 子

- 令和8年1月27日午前10時まで 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁4階講堂
令和8年1月27日午前10時以降 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第4区選挙長告示第2号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第4区の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙

沖縄県第4区選挙長 金 城 尚 子

- 1 日時 令和8年2月5日 午後5時

2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第1号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和8年1月27日

衆議院比例代表選出議員選挙
選挙分会長 武 田 昌 則

令和8年1月27日午前10時まで 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁4階講堂

令和8年1月27日午前10時以降 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第2号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和8年1月27日

衆議院比例代表選出議員選挙
選挙分会長 武 田 昌 則

1 日時 令和8年2月5日 午後5時30分

2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1</p>
---	---